

「インターネット政策懇談会」開催要綱（案）

1 目的

インターネットは社会経済活動に不可欠な基盤インフラとして位置付けられるようになっていくが、ネットワーク構造や市場環境が大きく変化する中、利用者はもとより、通信事業者、ベンダー、ISP、コンテンツ・アプリケーション事業者など、多様なステークホルダの観点から、ネットワークの中立性を確保し、インターネットの健全な発展を図るための政策課題を抽出・整理し、今後の政策の方向性を整理することを目的として開催する。

2 名称

本懇談会は、「インターネット政策懇談会」と称する。

3 検討事項

本懇談会は、以下の事項について検討等する。

- (1) ネットワークのコスト負担の公平性に関する検討
- (2) ネットワークの利用の公平性に関する検討
- (3) 新しいビジネスモデルの登場に対応した法制度の在り方
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、総合通信基盤局長の懇談会として開催する。
- (2) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本懇談会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は本懇談会構成員の互選により定め、座長代理は、本懇談会構成員の中から座長が指名する。
- (5) 本懇談会は、座長が招集し、主催する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 座長は、必要に応じ関係事業者等に出席を求めることができる。
- (8) 本懇談会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を徴することができる。
- (9) 本懇談会の議事は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とし、透明性の確保に努める。
- (10) 本懇談会の下に必要なに応じてワーキンググループを設けることができるものとする。
- (11) その他、本懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 開催時期

本懇談会は、平成20年2月から平成20年12月までを目途として開催する。

6 庶務

本懇談会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課及びデータ通信課がこれを行うものとする。

(別紙)

インターネット政策懇談会
構成員名簿

(敬称略、五十音順)

あいづ 会津	いずみ 泉	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所副所長
い だ 依田	たかのり 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
え さき 江崎	ひろし 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
おいえ 尾家	ゆうじ 祐二	九州工業大学情報工学部教授/副学部長
おおた 太田	きよひさ 清久	株式会社SOZO工房取締役パートナー
こくりょう 國領	じろう 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
さ かい 酒井	よしのり 善則	東京工業大学大学院理工学研究科教授
さとう 佐藤	はるまさ 治正	甲南大学経済学部教授
すがや 菅谷	みのる 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
たかはし 高橋	のぶこ 伸子	生活経済ジャーナリスト
つじ 辻	まさつぐ 正次	兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授
ふなだ 舟田	まさゆき 正之	立教大学法学部教授
まつむら 松村	としひろ 敏弘	東京大学社会科学研究所准教授
みとも 三友	ひとし 仁志	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
もりかわ 森川	ひろゆき 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授